

第4節 野生鳥獣と人間社会との共生 【自然保護課】

1 鳥獣の現況

本県では、これまでに鳥類317種、陸生哺乳類48種の分布・生息が記録されていますが、鳥類については、およそ4分の3が夏鳥、冬鳥等の渡り鳥となっています。織田町にある環境省鳥類観測ステーションでは、山階鳥類研究所や本県の調査員によって1973年から定期的に本県に飛来する渡り鳥の標識調査が行なわれており、日本における渡り鳥研究の上でも本県の鳥類相は注目されています。また、日本で記録されている29種のワシタカ類のうち21種が本県で記録されています。このような食物連鎖の上位に位置する種が多く生息することは本県の生態系が豊かであることを示しています。

一方、哺乳類では、本県を分布限界付近とする種

の存在が特徴としてあげられます。白山山系で確認されているオコジョは分布の西限であり、また、ニホンカモシカも本州の連続した分布の中では、本県がほぼ西限に位置しています。その他、シカ、イノシシ、コウベモグラは日本海側では石川県が東限となっています。

このような野生鳥獣の存在は、本県の自然環境の豊かさを表すバロメーターであり、長い間、人間と野生鳥獣は適度なバランスを保ちながら共存してきました。しかし、近年、特定の野生鳥獣による農林業被害が増大しており、この軋轢^{あつれき}をどのようにして解消するかが今後の大きな課題となっています。

2 鳥獣保護区等の指定

県では、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休猟区、銃猟禁止区域、鉛散弾規制地域を指定し、野生鳥獣の適切な保護管理と狩猟の適正化を図っています。これらの指定は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定された「福井県鳥獣保護事業計画（平成14～18年度は第9次）」の指定計画に沿って、地元住民など利害関係者の理解を得ながら進めています。

表3-4-11 鳥獣保護区等の設定状況（平成15年3月31日現在）

区 分	箇所数	面 積 (ha)
鳥獣保護区 (うち特別保護区)	43 (12)	28,361 (930)
休猟区	10	10,433
銃猟禁止区域	52	24,661
鉛散弾規制地域	2	363
計	107	63,818 (県土面積の15%)

3 狩猟、有害鳥獣駆除の現況

(1) 狩 猟

狩猟をするためには、知事が行う狩猟免許試験に合格して狩猟免許を取得した後、狩猟をしようとする都道府県の狩猟者登録を受けることが必要です。

近年、鳥獣による農林業被害が拡大していることから、農林業者が檻などを設置し自ら農地を守ろうとする動きが見られ、網・わな猟免許の取得者が増加しています。また、狩猟者により捕獲される鳥獣の個体数は、特にイノシシ、オスジカが近年著しく増加傾向にあり、逆にカモ類、スズメ類、ヤマドリ等の鳥類が減少傾向にあります。狩猟は、農林水産業や生態系への被害を未然に防止するなど個体数調

整の役割も果していますが、免許所持者の高齢化が進んでおり、将来的に捕獲の担い手をどのように確保するかが課題となっています。

鳥獣の違法捕獲等の取締りについては、関係機関や警察と連携して違反、事故の根絶に努めており、特に多くの狩猟者が出猟する狩猟期間^{*}初日（毎年11月15日）はパトロール体制を強化しています。

また、狩猟鳥の保護繁殖を図るため、毎年、人工飼育されたキジを鳥獣保護区等を中心とした生息適地に足輪を付けて放鳥するとともに、効果測定のため生息状況の追跡調査を実施しています。

^{*}狩猟期間：狩猟者（狩猟免許を取得し、県に登録した人）が、銃や網・わなを使用して野生鳥獣の捕獲ができる期間（11月15日から翌年2月15日）。鳥獣の生息数の安定や狩猟事故を防止するため、捕獲できる鳥獣の種類、捕獲場所、用いる猟法等について法令で細かく規制されています。

表3-4-12 狩猟免許交付状況（平成15年3月31日現在）

免許区分	交付数	対前年度増減
網・わな猟	361	39
第一種銃猟（装薬銃）	800	5
第二種銃猟（空気銃）	15	16
計	1,176	28

表3-4-13 狩猟者登録証交付状況（平成14年度）

登録区分	県内者	対前年度増減	県外者	対前年度増減	計	対前年度増減
網・わな猟	246	36	46	2	292	38
第一種銃猟	681	12	696	12	1,377	24
第二種銃猟	71	8	10	1	81	7
計	998	16	752	9	1,750	7

表3-4-14 狩猟者による鳥獣捕獲数（平成14年度）

鳥類名	捕獲数	対前年度増減	獣類名	捕獲数	対前年度増減
カモ類	4,467	460	イノシシ	2,922	828
スズメ類	1,204	766	オスジカ	570	100
キジ	1,766	119	ノウサギ	24	17
ヤマドリ	697	143	タヌキ	159	10
カラス類	500	8	クマ	44	4
キジバト	345	90	キツネ	16	3
ヒヨドリ	1400	936	テン	4	7
ムクドリ	4	27	アナグマ	4	4
シギ類	43	22	オスイタチ	3	2
その他	4	2	その他	6	3
計	10,430	279	計	3,752	890

（2）有害鳥獣の駆除

近年、各種開発行為等により鳥獣の生息環境が悪化し、さらに暖冬による積雪量の減少、中山間地域での耕作放棄水田の増加等も加わり、シカやイノシシなど特定の野生獣が生息域を拡大させながら農林業に大きな被害を与えています。野生鳥獣は、電気柵などの被害防除や追い払いなどに取り組んでもなお被害を防止できないときには、許可を得て有害鳥獣として駆除することが可能です。県では有害鳥獣駆除が迅速かつ適切に行われるよう平成9年4月から許可権限を市町村へ委譲しているほか、平成13年に

は1許可あたりのイノシシとシカの駆除頭数の上限を引き上げるなど駆除対策を講じています。さらに平成14年度からは、市町村が実施する有害獣駆除（イノシシ、シカ、サルなどの大型獣を対象）に対して補助制度を設けています。その結果、イノシシやシカなどの駆除頭数は急増していますが、生息域の拡大に伴いこれまで被害が見られなかった地域でも被害が発生するようになったことなどから、今後は被害防除と駆除を適切に組み合わせた総合的な対策が求められています。

(3) シカの特定鳥獣保護管理計画

近年、シカは個体数を増やしつつ、嶺南地方を中心に農林業被害を拡大させています。今後、本県のシカ個体群の安定的維持と農林業被害の軽減を両立させていくには、被害が生じるごとに市町村が許可を出す有害鳥獣駆除の制度のみで対処することには限界があり、計画的な個体数管理や効率的な被害防除対策、生息環境の管理を併せて実施していく必要

があります。

そのため、県では平成14年度よりシカの生息密度や生息環境等に関する科学的な調査を行っており、平成16年度の狩猟期間までに「ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」を策定する予定です。策定後はこの計画に基づいて科学的・計画的な保護管理を進めていきます。

図3-4-15 有害鳥獣駆除による駆除頭数と農林業被害面積の推移

